

# 埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領

令和5年5月25日決裁

## 第1 目的

配合飼料価格の高騰が畜産農家の経営を圧迫していることから、その購入費の一部を緊急に支援することにより、負担軽減を図り、生産基盤の維持と経営の安定に資することを目的とする。

なお、本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

## 第2 定義

### 1 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、公益社団法人配合飼料供給安定機構、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「制度関係団体」という。）が実施する補填金交付に係る制度をいう。

### 2 畜産経営者

埼玉県内に農場を有し、配合飼料価格安定制度における基本契約及び数量契約を締結している者又は次の各号の条件を全て満たすことを、所管する家畜保健衛生所長の確認を受けた者とする。

(1) 次の左欄に掲げる家畜のいずれかについて、右欄に掲げる頭羽数を県内で常時飼養していること。

採卵鶏、あひる	100羽以上
肉用鶏	500羽以上
肥育豚	5頭以上
種豚	2頭以上
乳用牛	1頭以上
肉用牛	1頭以上
うずら	1,000羽以上
だちょう	10羽以上
その他家畜	別表1のとおり

(2) 家畜又はその生産物を業として販売していること。

### 3 配合飼料

補助の対象とする配合飼料（以下「配合飼料」という）は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 配合飼料価格安定制度の補填対象となる飼料であること。
- (2) 埼玉県内の農場で使用するものであること。
- (3) 令和5年1月から6月までに購入した飼料であること。

#### 4 自家配合飼料用輸入とうもろこし

補助の対象とする自家配合飼料用輸入とうもろこし（以下「自家配用とうもろこし」という）は次の各号の条件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかの形態を満たす飼料用とうもろこしであること。

ア 丸粒とうもろこし（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）に基づき、単体飼料用（丸粒）の用途で関税割当を受けて通関されたものに限る）

イ 単体飼料とうもろこし（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第6条の単体飼料に該当するとうもろこしに限る）

ウ 魚粉等2種混合とうもろこし（関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）別表（第2条関係）の4の中段に規定される規格を満たすものに限る）

(2) 埼玉県内の農場で利用するものであること。

(3) 令和5年1月から6月までに納品された飼料であること。

#### 5 配合飼料等

この要領において「配合飼料等」とは定義3・4の「配合飼料」及び「自家配用とうもろこし」のことを指す。

### 第3 事業内容

この事業の内容は以下のとおりとし、補助対象経費及び補助率については別表2のとおりとする。

- 1 配合飼料等購入費に対する補填
- 2 1の推進に係る事務（推進事務）

### 第4 事業実施期間

事業実施期間は令和6年3月29日までとする。

### 第5 事業実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人埼玉県畜産会とする。

### 第6 県の補助

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、この事業に要する経費について補助するものとする。

### 第7 事業の実施方法

#### 1 事業の着手

この事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。但し、地域の実情に応じて早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体においてこの事業の対象となる経費が発生した日をもって着手とすることができる。この場合にあっては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

## 2 事業の参加手続

- (1) 事業参加を希望する畜産経営者は、別紙様式第1号の事業参加申請書を、事業実施主体が定める日までに事業実施主体へ提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前号の申請書を受領した場合、別紙様式第2号の確認依頼書により申請者の飼養する家畜が所在する場所（以下「農場」という。）の所在地を管轄する家畜保健衛生所長に対し、事業の要件を満たしているか確認を依頼する。
- (3) 家畜保健衛生所長は、前号の確認依頼書を受領した場合、飼養する家畜の種類及びその頭羽数並びに配合飼料の種類等を調査し、その結果を別紙様式第3号の確認書により事業実施主体に回答する。
- (4) 事業実施主体は、事業参加の可否を別紙様式第4号により申請者に通知する。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、制度関係団体又はその下部団体等（以下「制度関係団体等」という。）が、畜産経営者同意の上、契約数量ほかこの事業に必要な情報を知事に報告した場合にあっては、当該報告をもって事業参加の手続が完了したものとする。  
この場合、知事は、事業に必要な情報を事業実施主体に提供するものとする。

## 3 事業実施計画書の作成及び承認等

- (1) 事業実施主体は、畜産経営者の参加状況を取りまとめの上、別紙様式第5号の事業実施計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 補助金の交付決定があった後に下記事項についての変更を行おうとする場合には、前号の規定に準じ、あらかじめ事業変更計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
  - ア 事業の中止又は廃止
  - イ 事業費の30%を超える増減
  - ウ 推進事務費の増加

## 4 補填金の交付

- (1) 次のアまたはイを比較し、数量が少ないものを補填金の交付対象とする。
  - ア 令和2年から令和4年の配合飼料等年間購入数量及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4で報告された飼養頭羽数から算定される、1頭羽数あたりの配合飼料等半年間平均購入数量に、第7の2(3)により家畜保健衛生所長が確認した令和5年2月1日現在の頭羽数を乗じた数量
  - イ 令和5年1月から6月までに実際に購入した配合飼料等の数量
- (2) 畜産経営者は、事業実施主体の求めに応じ、別紙様式第6号の配合飼料購入等報告書により前号に掲げる数量を事業実施主体に報告する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、制度関係団体又はその傘下の団体等が、畜産経営者同意の上、補填金の交付に必要な情報を知事に報告した場合にあっては、当該報告中の配合飼料等の数量を補填金の交付対象とする。  
この場合、知事は、事業に必要な情報を事業実施主体に提供するものとする。
- (4) 事業実施主体は、前2号で報告のあった配合飼料等の数量に別表2に定める補填金単価を乗じた額を補填金として畜産経営者に交付する。

なお、補填金を交付した場合、事業実施主体は交付対象数量及び金額を知事に報告する。

(5) 補填金の交付最低額は500円とし、100円未満を切り捨てとする。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行する。

別表 1

「その他家畜」の取り扱いについて
<p data-bbox="217 383 1294 421">第2に規定する「その他家畜」の取り扱いについて、以下のとおり定める。</p> <ol data-bbox="193 465 1409 748" style="list-style-type: none"><li data-bbox="193 465 1409 544">1 「その他家畜」とは、食用に供する畜産物を生産、販売することを目的として飼養している馬、めん羊、山羊等をいう。</li><li data-bbox="193 589 1409 627">2 対象家畜の飼養頭羽数は、馬1頭以上、めん羊2頭以上、山羊2頭以上とする。</li><li data-bbox="193 672 1409 748">3 馬、めん羊、山羊以外で事業の対象となる家畜の種類及びその飼養頭羽数は、飼養状況等を勘案し、所管する家畜保健衛生所長が判断する。</li></ol>



別紙様式第1号

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請書

年 月 日

(宛先)  
事業実施主体

申請者 住 所

氏名又は法人名・代表者 役職名 氏名

下記のとおり埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業に参加したいので、同事業実施要領第7の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 農場住所

2 飼養する家畜の種類及び頭羽数

3 給与（購入）している配合飼料等（※予定を含む）の製造業者及び名称  
注：配合飼料は「配合飼料価格安定制度の補填対象となる配合飼料」のみ記載してください。自家配用とうもろこしは要領第2の4に示したもののみ記載してください。  
該当するか不明な場合は飼料業者に確認してください。

4 添付書類

- (1) 令和2年から令和4年までの収支決算書
- (2) 令和2年から令和4年までの配合飼料等購入数量が分かる証拠書類

別紙様式第2号

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請確認依頼書

第 号  
年 月 日

(宛先)

家畜保健衛生所長

事業実施主体 住 所

法人名・代表者 役職名 氏名

標記の件について、埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領第7の2の(1)の規定に基づき申請書が提出されたので、同第7の2の(2)の規定により、本事業の要件を満たしているか確認をお願いします。

記

- 1 申請者数 人
- 2 添付書類  
埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請書（写し）



別紙様式第3号

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請確認書

第 号  
年 月 日

(宛先)  
事業実施主体

家畜保健衛生所長

令和 年 月 日付け 番号 で確認依頼のあった件について、埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領第7の2の(3)の規定に基づき回答します。

記

申請者氏名又は法人名・代表者氏名	申請者住所	参加の適否

添付書類

別紙「埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請者別確認票」

(別紙)

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請者別確認票

申請者	氏名又は法人名・代表者氏名			
	住所			
農場住所				
家畜の種類 及び 飼養頭羽数		家畜の種類	総飼養頭羽数	
	令和5年2月1日			
	令和4年2月1日			
	令和3年2月1日			
	令和2年2月1日			
申請した 配合飼料等 の適否	配合飼料等の名称		適否	上限数量 (ト/頭羽・半年分)
(※該当する場合) 参加が認められない理由				

別紙様式第4号

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加可否決定通知書

第 号  
年 月 日

(宛先)

申請者法人名・代表者 役職名 氏名

事業実施主体 住 所

法人名・代表者 役職名 氏名

令和 年 月 日付けで事業参加申請のあった標記の件について、埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領第7の2の(4)の規定に基づき通知します。

つきましては、令和 年 月 日までに、同要領第7の4の(2)の規定に基づく別紙様式第6号「配合飼料等購入等報告書」を速やかに提出してください。

記

1 事業参加の可否

(可の場合)

2 上限数量

別紙「埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請者別確認票」のとおり

(否の場合)

2 理 由

別紙「埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業参加申請者別確認票」のとおり

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施(変更)計画書

第 号  
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事業実施主体 住 所

法人名・代表者氏名

下記のとおり埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業を実施(変更)したいので、埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領第7の3の(1)(変更の場合は(2))の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業(変更)の内容

(1) 配合飼料等購入費補填

区 分		参加者数	配合飼料等数量	補填金額
配合飼料	制度関係団体			
	その他			
自家配用とうもろこし				
合 計				

(2) 推進事務

項目	事業費 (円)	備考
合 計		

備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
1 購入費の補填 (1) 配合飼料  (2) 自家配用とうもろこし				
2 推進事務				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業完了予定年月日  
年 月 日

(注) 変更の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」と置換え、変更部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きとすること。

別紙様式第6号

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業配合飼料購入等報告書

年 月 日

(宛先)  
事業実施主体

申請者 住 所

氏名又は法人名・代表者 役職名 氏名

埼玉県配合飼料等価格高騰緊急対策事業実施要領第7の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 家畜の種類及び飼養頭羽数

2 配合飼料等数量の上限

(1) 配合飼料

トン

(2) 自家配用とうもろこし

トン

3 配合飼料等購入数量

(1) 配合飼料

トン

(2) 自家配用とうもろこし

トン

4 補填金の振込先

金融機関名・支店名 (該当に○印)	銀行・金庫・組合	支店
預金種目 (該当に○印)	1. 普通	2. 当座
口座番号		
フリガナ 預金者名		

5 添付書類

配合飼料等の購入に係る証拠書類